



富里中学校 いじめ防止基本方針

令和7年度 富里中学校いじめ防止基本方針(行動計画)

平成26年	2月28日	策定
平成28年	4月1日	改定
平成29年	4月3日	改定
平成30年	4月3日	改定
令和2年	4月1日	改定
令和3年	4月1日	改定
令和4年	4月1日	改定
令和5年	4月1日	制定
令和6年	4月1日	制定
令和7年	4月1日	制定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるように、全職員の共通理解のもと、いじめの兆候を把握していく。その際に、「いじめは決して許されないことであり、人として恥すべき行為である。」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、「いじめをゆるさない風土づくり」を確立していく。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的で、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭、その他の関係者との連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、学校はいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

そこで本市では、これまでの取組に加え、法及び県条例等を参酌し、とみさと教育プランに鑑みて、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市いじめ防止基本方針」を策定し、さらに県の最終改定を受けて平成30年3月23日に改定し、令和3年5月25日にも一部改定をした。

策定した「富里市いじめ防止基本方針」に基づき市内小中学校で発生するいじめ問題に対応しているが、近年のいじめ問題は、広域化、複雑化、潜在化という様相を帯び始めている。学校現場がよりきめ細やかな指導を行うことでこれらのいじめの問題に対応できるよう、令和5年2月28日にさらに一部改訂をした。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○学校が重大事態の調査を行う

①日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭等

②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する教職員が加わる。）

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、関係学年主任、担任、教科担任、関係学年の教員、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、その他必要に応じて、部活動顧問、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

2 「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に属する生徒や、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などの、当該生徒と何らかの人間的なつながりを指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含む。けんかやふざけ合いについても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。更に意図して行った行為でなく、また、1回のみで継続して行われた行為でなくても、相手が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する（国立教育政策研究所による調査によると、小学校4年生から中学校3年生までの6年間、いじめの被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度である）。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「群衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。「いじめは絶対に許さない」という気概が学校全体に必要である。

4 いじめの未然防止

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象にした、いじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心が通じ合う対人関係がつけられる社会性のある人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者（学校・家庭・地域等）が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が「いじめは決して許されない行為」であることを理解して、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そして、生徒間のコミュニケーション能力を育成して、様々な価値観を認め合う意識を育てていくことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己存在感や充実感・達成感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

【いじめ未然防止に関する指導等】

- 「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育を実践する。
- いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童生徒を育成するための取組を推進する。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実態に応じて実践する。
- 自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- 生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるための取組を実践する。
- 特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、

保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教職員が当該児童生徒の特性の理解を深めるために、必要に応じて、小学校と連携を図るよう努める。

○教職員の不適切な言動（差別的発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する。教職員は節度ある言動を心がける。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、学校として必要な対応を行う。
- ・東日本大震災により避難している児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童生徒のストレスを高めることがいじめを誘発する場合があることを認識し、適切に対応する。

○SOSの出し方教育について、年間計画に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施する。

○インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民法上の損害賠償請求の対象となり得る。インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

（１）「道徳の時間」を大切にしたい道徳教育を全校体制で実施する

本校では、過去にいじめが問題となった経緯をふまえ、豊かな心を持ち、思いやりがある生徒の育成を学校教育目標にしている。また、学校アンケートの結果から、自己肯定感の低い生徒の割合が多い実態がある。

これらのことから、本校では、「道徳の年間指導計画を生かし、自己肯定感や相手を思いやる気持ちを育て、道徳的実践力をつける。」ことを重点的に行っていく。そのために、本校では、道徳の時間の充実のもとより、学校生活全体において、意図的・計画的な人との関わりをつくり、充実感や達成感を高め、生徒自らが自己存在感を感じ取っていくことを目指している。そして、他人との関わりの中で他の人を認め、支え合う人間関係がつかれるようにしていきたい。本校では、具体的に次のような実践を行っていく。

○毎授業時間において、生徒の主体的な活動ができる課題や学び合い学習の充実

○短学活での生徒による友達のよいところを発表し合う活動

（１分間スピーチや朝の読書での感想を短学活で発表するなど）

○具体物や映像資料を用いた「道徳の時間」の授業の実施と話し合い活動の充実

○生活ノートの活用（道徳的価値の振り返りや情報収集に活用する）

○全校集会や学年集会で生徒の善い行いや頑張る姿勢をたたえる。

○生徒の良さを見つけるように努め、便りや朝の会、帰りの会などで称賛し、自己存在感を高め、他者尊重の精神を培う。

（２）生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する

いじめの未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりが必要である。また、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」では、自己決定の場や機会が設定される。さらに、学級づくり・授業づくりの中で子ども同士の共感的な人間関係を育てることにより、自己存在感も高められる。「わかる授業」の展開は、子どもたちのストレスを低下させ、いじめの防止にも役立つと考えている。本校では、具体的に次のような学習指導を展開していく。

- 「わかる授業」を目指し、教材研究等を学年で工夫し、問題解決的な指導・体験を通じた実感を伴った学習を展開する。
- 学習活動の中に、自ら課題を設定したり選択したりする自己決定の場や機会をつくり、自己存在感を高める。
- 子ども同士の共感的な人間関係を育てるために、学習の中に学び合いができる場面をつくる。また、グループ学習、学級全体での話し合い活動等を展開することにより、相互にかかわり合い、学び合い活動の充実を図る。
- 学習の基礎基本を徹底することにより「わかる授業」の下地作りを行い、個々の達成感や成就感を持たせて、適切に評価していく。
- ICT 実践を活用した深い学びの実践をする。（学びあいを基盤とした対話的で深い学び）これまでの「学びあい」を基盤とし、積極的に ICT を実践していく。ただし、各授業や単元の中で、どこでどのように活用すれば効果的か、教師が工夫していく。その中で思考力・表現力を伸ばす。
- メディアリテラシー教育で学ぶべき項目の中の「読む力」の指導内容に「情報モラル」・「メディアに対する自己コントロール力」・「情報をうのみにせず主体的批判的に受け取る力」が含まれている。SNSを介したトラブルが多い現状からも全体指導・学級指導の中でも重点項目として取り組んでいく。

（３）体験活動を通して道徳的实践力の育成を図る

いろいろな体験活動を通して、他者との関わりの中で自らの心の成長を図る。

本校では、具体的に次のような実践を行っていく。

- 校外学習を通して、新しい人間関係の構築を手助けして集団の規律を守る意識を育てる。
- 「職業人に学ぶ」を通して働くことの大切さや自己の将来の夢を育む。
- 「防災教育」を通してさまざまな危険から状況に応じて、的確に判断し自ら安全を確保するための行動ができるようにする。
- 修学旅行では、級友との意見を出し合いながら、計画をまとめていく。
- 体育祭や合唱コンクールなどの学校行事を通して、リーダーの育成に努めるとともに、個人の役割を明確にする。そして、達成感や成就感を与えていく。
- 部活動を通して、目標に向かってひたむきに努力する姿勢や仲間との協力を学ぶ。

（４）特別な支援が必要な生徒について配慮する

特に配慮が必要な児童生徒については、教職員がその特性を理解し、学校全体で注意深く見守り、日常的な支援を行い、いじめの未然防止、差別や偏見を生じさせず、十分な配慮を行うとともに早期発見に取り組む。

※特に配慮が必要な児童生徒の例

- 発達障害を含む障害のある児童生徒
- 長期欠席生徒
- 帰国子女，外国人児童生徒，国際結婚の保護者をもつ児童生徒
- 性同一性障害
- 東日本大震災により被災した児童生徒，原発事故により避難している児童生徒
- 感染症に罹患した児童生徒（感染経験のある濃厚接触者，家族含む）

5 いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことに留意する。そこで，些細な兆候であっても，いじめではないかと疑いを持って早い段階から関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知していくことが必要である。

生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，実態把握をするため，次のような取り組みを行っていく。

- 日頃から生徒を見守り，学校職員全体で信頼関係の構築に努める。
- 昼休み等，授業時間以外も巡回し見守り，児童生徒の人間関係を観察し早期発見に努める。
- いじめに関するアンケート調査（別紙 1 参照）や教育相談を 6 月・11 月・2 月に実施する。

※アンケート用紙は，5 年間保管するものとする。

（ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合がある。）

なお，アンケート用紙については，教育委員会の定める期間，適切に保管する。

※確認し終えたアンケート用紙は，5 年間保管するものとする（ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合がある。）

- いじめを訴えやすい体制を整える。（養護教諭やスクールカウンセラーとの連携）
- いじめを訴えてきた生徒を徹底的に守り，勇気ある行動を賞賛する。
- 家庭や地域と連携し，生徒を見守る体制を整える。特に，健全育成委員会，民生委員会，成田警察署，児童相談所，子育て支援課等の機関と積極的に連携し，協働体制を図る。
- 定期的な教育相談を実施するとともに，日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。
- 4 月に教育相談強化期間を設定し，年度始めに，面談等で児童生徒の個々の悩み等を把握することと併せ，ゴールデンウィークや長期休業明けなどにも，教育相談週間を設定するなど，継続的に児童生徒理解に努める。
- スクールカウンセラーとの教育相談，スクールソーシャルワーカーとの連携を密にして，組織的対応を図る。
- いつでもどこでも教育相談ができるように，部活動顧問，教科担任などの協力を得て，情報の共有化を図り早期発見に努める。
- 児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは，当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかと疑いを持って，早い段階からの的確に関わりを持ち，いじめを積極的に認知するよう努める。また，いじめの情報を教職員に報告した児童生徒が，不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する。

○SOSの出し方教育と教育相談の充実

①年度始めの研修の中で、県が作成した資料（＊）を活用して実施する。

＊令和元年4月11日付け教児生第32号

「児童生徒に対する【SOSの出し方教育】」の実施について

学校におけるいじめの相談・通報窓口

管理職・生徒指導主事・担任・養護教諭・相談ポスト

②4月に教育相談強化週間を設定し、年度始めに、面接で生徒の個々の悩み等を把握することと併せ、ゴールデンウィークや長期休業明けなどにも、教育相談週間を設定するなど、1年を通して継続的に生徒理解に努める。

学校以外の電話相談・通報窓口（いじめ電話相談窓口を児童に周知する）

・富里市教育委員会	0476-93-7659
・富里市ふれあいセンター（富里市教育相談）	0476-91-6600
・チャイルドライン千葉	0120-99-7777
・千葉県警察少年センターヤングテレホン	0120-783-497
・子どもの人権110番（法務省）	0120-007-110
・24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
・子どもと親のサポートセンター	0120-415-446

6 いじめを認知した場合の対応・指導

○いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめの被害生徒の安全確保を最優先し、徹底して守り通す。

教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合に、速やかに学校いじめ対策組織に報告すること。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応を行うことが必要である。

そのため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要である。

本校では、いじめを把握した場合、以下のように組織的に対応する。

○いじめ事案が発生した場合、情報共有する手順及び内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）係る情報を適切に記録し、情報共有する。

○いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに、保護者との連絡方法についても明確に示すようにする。

○いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアや安心して学校に通学するための措置、保護者への支援等を開始する。（スクールカウンセラーの活用等）

○学校の定めた方針や対処プランに沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聞き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

○いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得ら

れるよう努める。

- 適切な調査に基づき、被害生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。
- いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害生徒や保護者に対する支援及び加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会や関係機関の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。
- 学校は、加害児童生徒に対して、被害生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童生徒又はその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる場合がある。
- いじめの調査結果について、被害生徒、及び保護者へ情報を適正に提供する。

（１）いじめに対する措置（いじめ防止対策推進法第２３条より）

- ①大人（教職員・保護者等）は、生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われる時は、学級担任や管理職へ通報等適切な措置をとる。
- ②学校は通報を受けた時や学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、「いじめ対策委員会」を開き、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を富里市教育委員会に報告する。
- ③必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ④いじめを受けた生徒・保護者の思いを共感的に受け止め、家庭訪問を継続的に行い、事実報告を必要な限り提供して対応する。
- ⑤いじめに関する情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄の警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦いじめを報告してくれた生徒に関して、学校で細心の注意を払い、被害者にならないように努めていく。また、全体に「いじめは絶対許されない」という考えを浸透させ、報告することが友人をいじめから守る大変素晴らしいことであると伝えていく。

（２）重大事態への対処

① 重大事態の意味

②

重大事態とは（法第２８条第１項第１号及び第２号）

- （１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

調査に際しては、下記に示した国のいじめ防止等のための基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月１４日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月）の内容を参考にし、適切に実施する。

P 1 1 いじめ対応（フロー図①） P 1 2 重大事態の発生（別紙フロー図②）

ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害（骨折等）を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患（うつ等と医師に診断されたなど）を発症した場合等

イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間３０日欠席を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合、３０日を待たず迅速に調査する。）

＊上記のほか、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても）

② 重大事態の発生の報告

- ・学校から富里市教育委員会に、重大事態の発生を報告する。
- ・一報後、改めて文書により報告する。（認知に係る報告書、調査に係る報告書、事案により事故報告書）

③ 事実関係を明確にする調査の実施

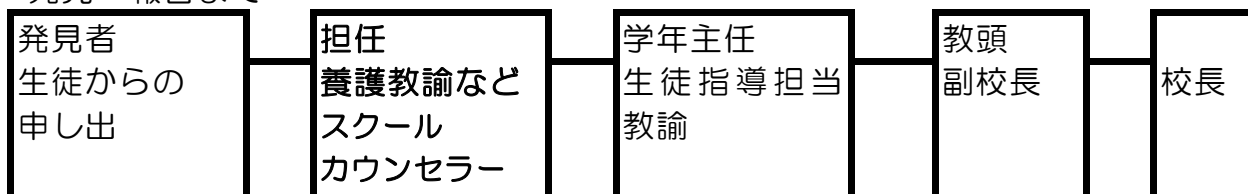
- ・事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・調査主体は、教育委員会又は当該学校とする。調査主体をどこに設置するかは、教育委員会が判断する。
 - ・教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、法第２８条に基づき、速やかにその下に組織を設ける。
 - ・教育委員会が調査を行う際には、調査組織として「富里市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設け、これが調査にあたる。
 - ・学校が調査主体の場合には、いじめ防止対策委員会を中核としつつ、調査内容や人的措置等について、教育委員会の協力を得る。
 - ・事案によっては警察への通報など関係機関との連携を図る。
- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- アンケート調査等を実施する時は、予め結果を報告する（いじめられた生徒や保護者に提供する等）場合があることを、調査対象の生徒や保護者に説明する。
- 調査の結果、学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢で取り組む。
- 学校が先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて、新たな調査を実施する。
- ウ）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切（適時、適切な方法で、経過報告も行っていく）に提供する。
- 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由にして説明を怠ることがないようにする。
- エ）調査結果を富里市教育委員会に報告する。
- いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、その所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果に添える。
- オ）調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - ・市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である「**富里市いじめ問題再調査委員会**」により、再調査を行う。
 - ・市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分に配慮し、適切に提供するものとする。

(3) いじめ対応マニュアル

【いじめを発見したときの対応】

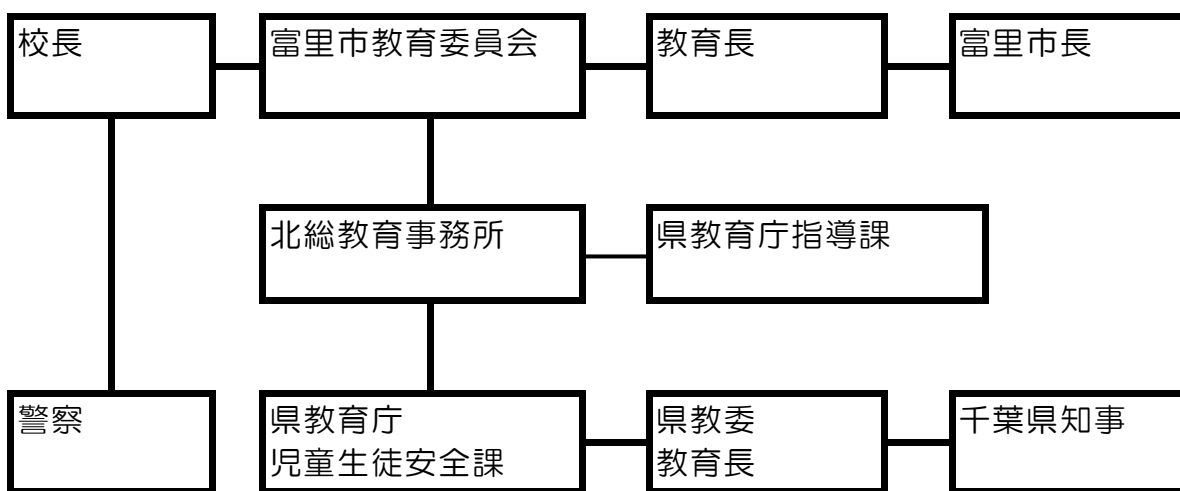
発見～報告まで



重大事態の場合

富里市いじめ問題調査委員会

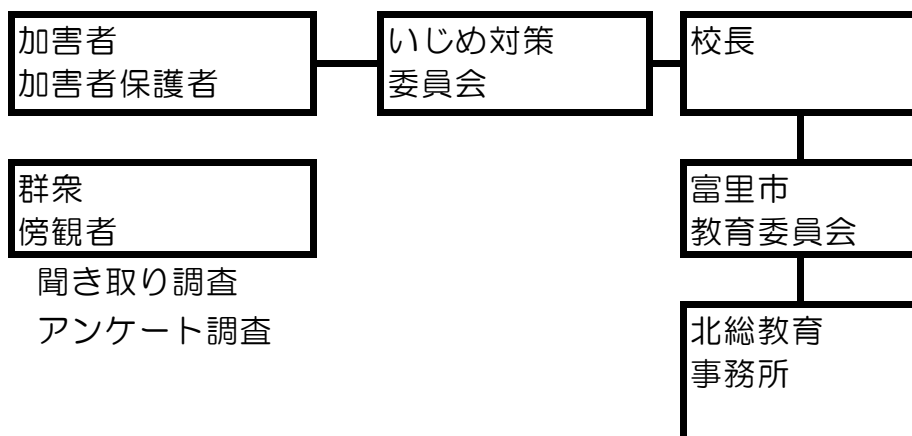
※別紙フロー図参照



調査～報告まで



集約



調査結果の報告

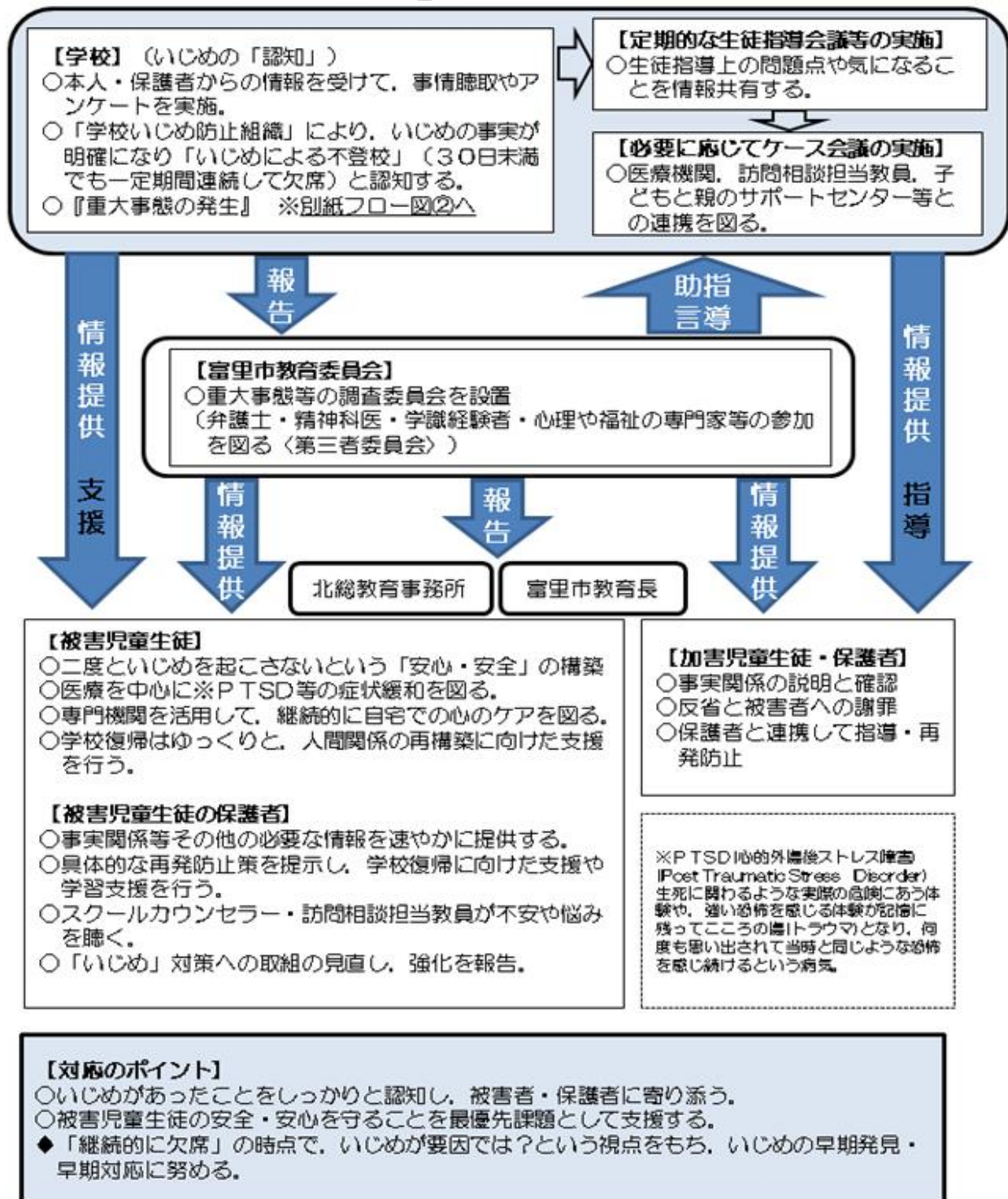
※重大事例で被害者保護者の許可があるとき

いじめ対策委員会

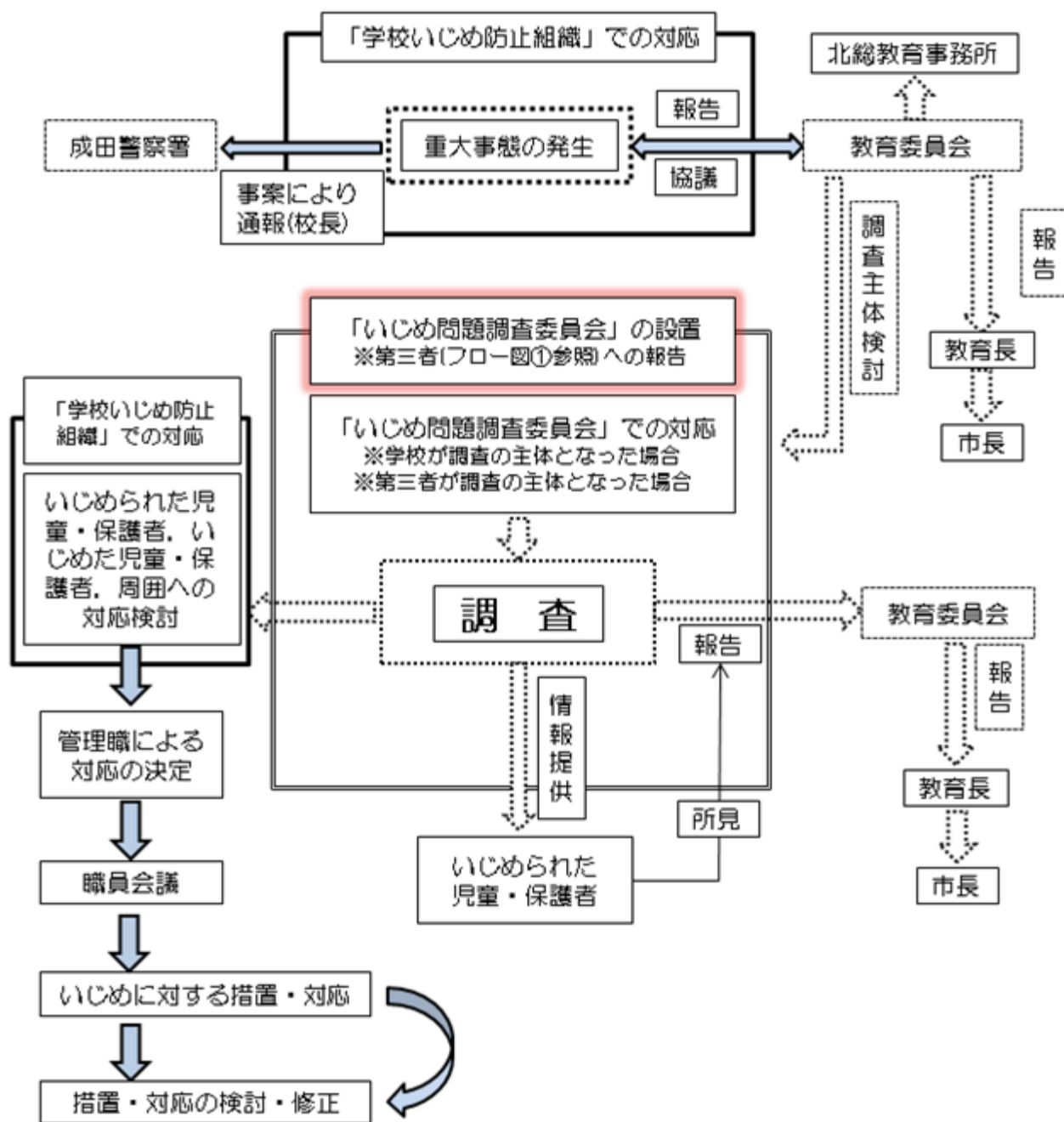
被害者保護者
加害者保護者

全校集会
臨時保護者会

いじめ対応（フロー図①）

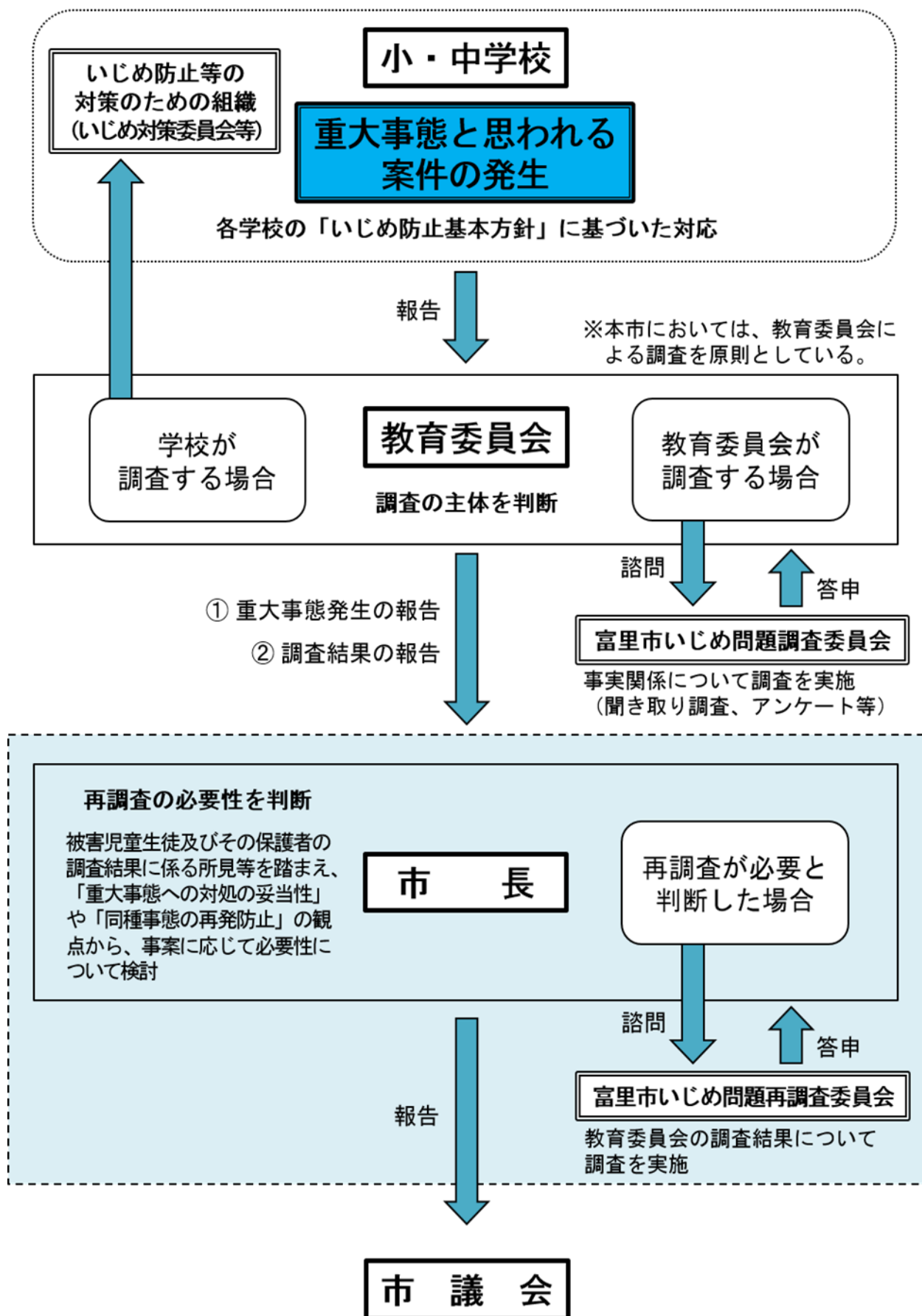


重大事態の発生（別紙フロー図②）



- ※ 重大事態の調査主体が、第三者委員会となった場合は、第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

重大事態の対応（別紙フロー図③）



(4) いじめ解消の定義

事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行う。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらずより長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。判断の時点で本人及び保護者に確認を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人が及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめに至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合などには、警察と連携し適切に対処する。また、身体又は精神のケアが必要と認められる場合には、医療機関や児童相談所等関係機関と連携して適切に対処する。
- いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向け取り組むだけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組む。
- いじめ事案の解決においては、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対する指導についても組織的に取り組む。
- 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

7 家庭・地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携を推進する。本校では、PTAや健全育成会議と定期的にいじめ問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会議を活用したりすることで、家庭、地域と連携したいじめ問題対策を推進する。

8 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることができない場合などには、関係機関（警察、児童相談所、子育て支援課、医療機関、家庭裁判所等）との適切な連携を行う。

特に、警察や子育て支援課等との適切な連携を図るため、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口を一本化し連絡会議の開催を行い、情報共有体制を構築していく。

9 「いじめ対策委員会」（いじめ防止対策推進法第22条より）

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ対策委員会」を置く。その構成メンバーは以下の通りである。

- 生徒指導部会【校長、副校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導、学年主任、特別支援コーディネーター】
- 学校運営協議会委員
- PTA会長（副会長）
- 健全育成委員
- いじめ防止対策委員会は、その役割が多岐にわたっているため、その構成は固定なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとするのが効果的である。また、いじめ対策が、全職員の共通理解の下に実効化されるよう、人員配置の工夫が必要である。
- 学校が重大事態の調査を行う場合は、校内組織を母体としつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。以下に具体例を示す。
 - ①学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事（生徒指導主任）、教務主任、学年主任、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者の代表等
 - ②日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

校長、副校長、教頭、生徒指導主事（生徒指導主任）、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭等
 - ③いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する教職員が加わる。）

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事（生徒指導主任）、教務主任、関係学年主任、担任、教科担任、関係学年の教員、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、その他必要に応じて、部活動顧問、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

(2) いじめの防止等の啓発活動

- 学校だより，学級だより，ホームページ等を活用して，定期的にいじめに対する基本姿勢を明らかにし，いじめ防止に対する意識を高める。授業参観，保護者会，集会等においていじめ問題に対する啓発活動を行う。
- 教育活動全体を通して，「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全教職員，全児童生徒が共有できる学校風土を醸成する。

10 その他

(1) 校外への周知について

本校のいじめ防止基本方針は学校のホームページに公開をする。また，この基本方針は年度ごとに保護者，生徒，所属職員で評価を行い，問題点を改善・見直して変更していく。

(2) 校内研修について

いじめに関する校内研修の実施を年に1回程度行い，全職員の共通理解，共通実践を促していき，教師の資質向上を図っていく。最後に，「いじめは絶対許さない」を全職員で徹底して生徒に伝えていく最大限の努力と実践を行い，いじめ根絶に向けて生徒たちに向き合っていく。

(3) 生活アンケート用紙の保存について

生徒が記入をしたアンケート用紙については，原則5年間保存とする。ただし，特に記載（重大事案）のあったものについては必要に応じて延長して保存する。

(4) 公表・点検・評価

- ・年度ごとに，いじめ防止等に対する対策や具体的取組内容や進捗状況についての点検，評価を実施し，必要に応じて見直しを行う。
- ・学校いじめ防止基本方針に示された，アンケート調査，個人面談，いじめの認知対応，校内研修等，学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し，PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。

富里中学校いじめ対策年間計画

□教職員の活動

○主に生徒の活動

△保護者への説明・啓発

	いじめ対策	留意事項
4月	□学年間の情報交換・指導要録の引き継ぎ □いじめ対策に関わる共通理解。いじめ基本方針職員に配布。「職員間の共通理解・共通行動」 □上記について校内研修 ○学級開き・人間関係づくり・富里中学生徒心得（ルール確認） ○□SOS の出し方教育について資料配布し周知を図る。 □△保護者へのいじめ対策についての説明と啓発（PTA 総会・学級懇談・学年保護者会） □長欠対策会議 ○いじめゼロ宣言 □△生徒が相談できる場所の周知（中高生 SNS 相談@ちば）	・いじめ被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ ・いじめ対策について学校が真剣に取り組む姿勢を示す。 ・SOS の出し方教育 ・教育相談強化週間（主にチャンス面談）
5月	□校内研修「教育相談について」 ○教育相談アンケートの実施 □教育相談の実施 □学年集会 SOS の出し方教育 ○行事（校外学習）を通した人間関係づくり □△道徳「『いのち』のつながりと輝き」	・教育相談のスキル向上 ・教育相談表を受けての教育相談 ・SOS の出し方教育 生徒への周知徹底 ・自己を見つめ、ともに考える道徳の授業
6月	□いじめアンケートの実施と分析 ○行事（修学旅行・校外学習）を通した人間関係づくり ○行事（体育祭）を通した人間関係作り、リーダーの育成	・6月は生徒の人間関係に変化が起きやすいのでアンテナを高くして、気をつけてみる。 ・生徒の活動の場面を多くし達成感、充実感を与える。
7月	○行事（修学旅行）を通した人間関係づくり ○いのちを大切に作るキャンペーン □健全育成講座「情報モラルについて」 □学校評価の実施→○△生徒・保護者の意見を聞く	・「ネット上のいじめ」の具体例を参考に、その行為が犯罪であることを確認する。
8月	□いじめに関する職員研修会	・事例研修による実習
9月	□夏休み明けの教育相談（必要に応じて） ○行事（校外学習）を通した人間関係づくり	・全校生徒の結束を図り、団結を深めるように支援する。
10月	○教育相談アンケートの実施 □教育相談の実施 ○行事（合唱コンクール）	・教育相談アンケートを受けての教育相談

11月	□「いじめアンケートの」実施と分析	・生徒の変化を確認する。 夏休み明けから生徒の変化やこれまでに起きた問題解消の確認
12月	○人権週間（人権意識啓発活動） □学校評価の実施→○△生徒・保護者の意見を聞く	・人権について（偏見や差別、ハンセン病問題について触れる。
1月	□教育相談の実施 ○3年生を送る会準備	・生徒の変化を確認する。
2月	□「いじめアンケート」の実施と分析 ○3年生を送る会準備	・いじめアンケートを受けて、夏休み明けから生徒の変化やこれまでに起きた問題解消の確認
3月	○行事（3年生を送る会）を通じての人間関係づくり □記録の整理・進級する学年への引き継ぎ情報の作成 □小中連絡会議 □「SNS相談@ちば」啓発資料配布 □△学年末保護者会 □「いじめ基本方針」の見直し	・3年生を送る会を通して各学年の決断力が高まるように支援する。 ・いじめに関する情報も含め生徒指導上の諸問題を引き継ぐための準備をする。 ・1年間の総括や新年度に向けての協力体制をお願いする。

関連法案等

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

（平25・6・19衆議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

（平25・6・19参議院文部科学委員会）

いじめ防止対策推進法（平25・6・21成立）

いじめ防止対策推進法（平25・6・28公布）

いじめ防止対策推進法（概要）

いじめ防止対策推進法（平25・9・28施行）

いじめの防止等のための基本的な方針の策定

（平25・10・11通知）

○平成28年4月1日改定

4 いじめの防止（1）道徳教育の全校体制

- ・千葉県いじめゼロ宣言の読み上げ
- ・全校集会や学年集会での善行の称賛
- ・生徒の良さを見つけるように努める

5 いじめの早期発見

- ・健全育成委員会、民生委員会等との積極的連携、協働体制

- ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・部活動顧問，教科担任などとの情報の共有化からのいじめ早期発見

6 いじめの対処

(2) 重大事態への対処

(ア) いじめ対策委員会青少年健全育成委員長

- ・民生委員会委員長
- ・警察関係者

○平成29年4月3日改定

6(3) 相談窓口太字で表記，スクールカウンセラーを追記

○平成30年4月3日改定

2 いじめの定義富里市いじめ基本方針（平成30年3月改定）に準じて変更

6(3) 富里市いじめ問題調査委員会を追記

フロー図①（いじめ対応），フロー図②（重大事態の発生）を掲載

(4) いじめ解消の定義を追記

○平成31年4月3日

- ・校内生徒指導会議で内容を精査したところ，現時点では加筆・変更等はないが，生活アンケートを追加した。

○令和2年4月1日改定

10 その他(1)～(3)を項目分けして，(3)に生活アンケートの保存期間を追記

○令和3年度4月1日改定

4(2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する

- ・追記○ICT 実践を活用した深い学びの実践

(3) 体験活動を通して道徳的実践力の育成を図る

- ・追記○防災教育についての記載

○令和4年度4月1日改定

(2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する

- ・追記○メディアリテラシー教育で学ぶべき項目について記載

5 いじめの早期発見

- ・追記○SOSの出し方教育と教育相談体制の充実
- ・追記重大事態とは（法第28条第1項第1号及び第2号）

○令和5年4月1日

- ・いじめアンケート調査用紙を改定
- ・富里中学校いじめ対策年間計画について追記
- ・重大事態とは（法第28条第1項第1号及び第2号）追記

○平成30年3月23日改定

- ・いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市いじめ防止基本方針」を策定
- ・県の最終決定を受けて令和3年3月23日1部改定

○令和5年2月28日さらに一部改訂

○令和6年3月28日一部改訂

○令和7年3月31日一部改訂

令和 7 年 月 日

令和 7 年度 『いじめ』 アンケート調査

年 組 氏名

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法より 第 2 条

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、絶対に許されない行為です。誰もが毎日、楽しく学校生活を送ることができるように、いじめについて考えてみましょう。

1, あなたは、12月から今現在、いじめられて、つらい思いをしていますか。

①はい ②いいえ

「はい」と答えた人は、(1)～(5)の内容を教えてください。

(1) いつからですか。 ()

(2) どのようないじめにあっていますか。（下から選び○をつけてください）

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られる
- ④ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥持ち物や金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたりさせられたりする
- ⑧SNS・メール等パソコンやスマホを使用するの誹謗中傷
- ⑨その他 ()

※誹謗(ひぼう)…他人の悪口を言うこと。 中傷(ちゅうしょう)…他人の名誉を傷つけること

(3) 誰かに相談（話）をしましたか。

は い (誰に?)

いいえ (なぜ?)

(4) 今も続いていますか。

①今はない ②今もときどきある ③今もよくある

(5) 今でも嫌な思いをしていますか。

①今はいやな思いはない ②今も時々いやな思いになる ③今もいやな思いをしている

裏面に続く

2. 現在、あなたのまわりでいじめを受けたり、嫌な思いをしている人はいますか。

①いる ②いない

「①いる」と答えた人はどんなことですか。裏面の□の中の該当する番号を書いてください。（ ）

3, あなたのまわりで「いじめ」があったとき、あなたはどのような行動をとりますか。

＜具体的に書きましょう＞

4. あなたは、今学期にいじめや嫌な思いをさせたことがありますか。

①ある ②ない

* 「ある」と答えた人はその内容を書いてください。

いじめゼロ宣言 せんげん

いじめゼロ みんながみんな 友達だ

いじめは絶対いけない行為です。

私達はいじめを決して許しません。

いじめをゼロにするために、次のことを宣言します。

一、私達は「やめる勇氣」を持ちます。

ひと　こころ　からだ　いた　こいつ　ぜったい
人の心や体を痛めつける行為は絶対にしません。

二、私達は「とめる勇氣」を持ちます。

いじめから目をそらして逃げません。

必ずいじめられている人に救いの手を差しのべます。

三、私達は「はなす勇氣」を持ちます。

誰かに傷つけられていたら信頼出来る人に相談します。

四、私達は「みとめる勇氣」を持ちます。

自分と違う考え方や行動をとる人がいてもそれぞれの個性を素直に

受けとめます。

この宣言を持ち続け、多くの人に広め、千葉県の象徴である菜の花のよ
うに明るくいじめゼロの学校、明るくいじめゼロの千葉県、そして明るくい
じめゼロの世界を目指すために、イエローリボンをつけ、努力することをここに
誓います。

平成十九年二月二十五日

千葉県いじめゼロ子どもサミット